

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年4月16日提出

【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 ローラン・ベルティオ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【事務連絡者氏名】 麿 隆敏

【電話番号】 03-3593-5957

【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 アムンディ・ダブルウォッチ ジャパンシフト
(旧名称)
アムンディ・ダブルウォッチ・ジャパン
平成30年4月16日付でファンド名称を変更しております。

【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額 上限 1兆円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年12月14日付にて提出いたしました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正し、また記載事項の一部に訂正もしくは追加を行うため、本訂正届出書を提出するものであります。

ファンドの名称の変更および販売会社の追加の訂正を行います。

2. 【訂正事項】

下線部分は、訂正もしくは追加個所を示します。

<更新・訂正後>に記載されている内容は原届出書に更新されます。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

<訂正前>

アムンディ・ダブルウォッチ・ジャパン

以下、「ファンド」という場合があります。

<訂正後>

アムンディ・ダブルウォッチ ジャパンシフト

以下、「ファンド」という場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

(略)

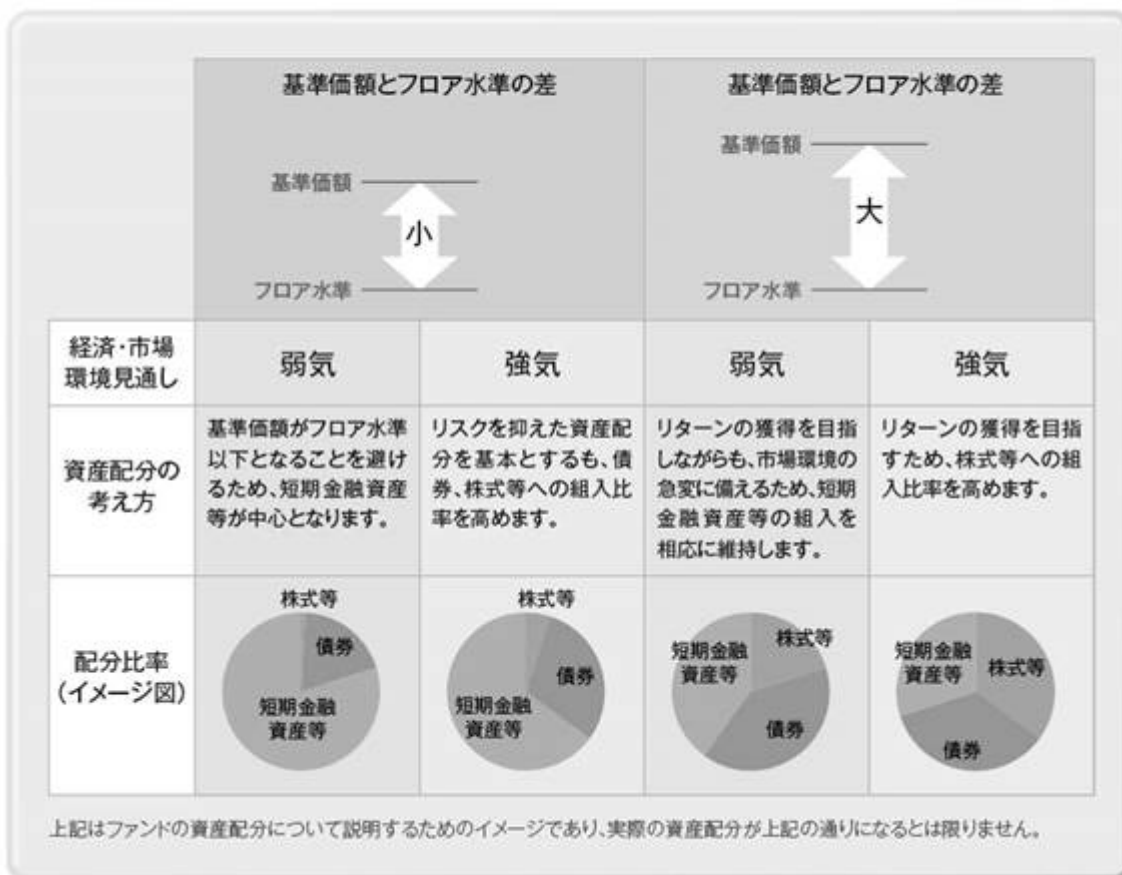
2 日本の株式、債券および短期金融資産など、さまざまな資産への資産配分を機動的に変更することにより、基準価額の下落を抑え、安定的な収益の獲得を目指します。その他、先進国の債券および金関連資産等にも投資することがあります。

・ 上記資産の他、不動産投資信託証券にも投資する場合があります。

・ 各証券に関連する上場投資信託証券（ETF¹）や先物取引を通じての投資が中心となります。

(略)

資産配分の考え方



(略)

<訂正後>

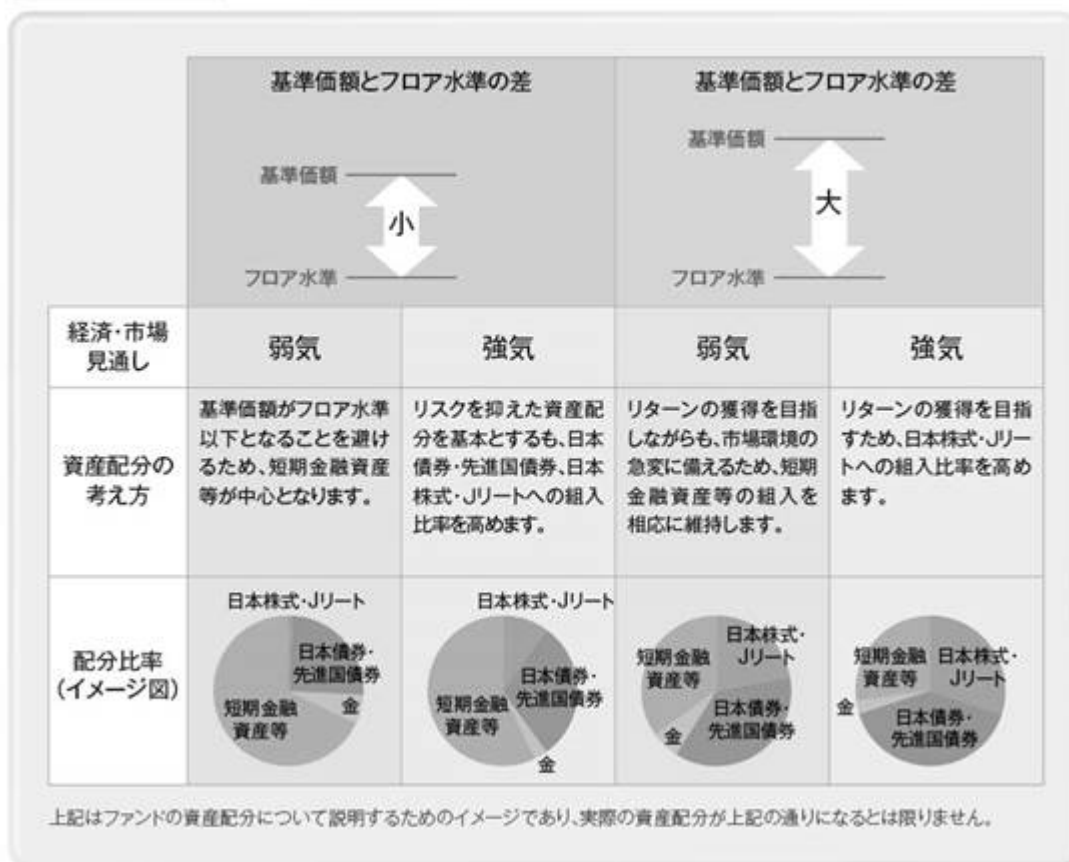
(略)

2 日本¹の株式、債券、不動産投資信託証券（Jリート）および短期金融資産など、さまざまな資産への資産配分を機動的に変更することにより、基準価額の下落を抑え、安定的な収益の獲得を目指します。その他、先進国の債券および金関連資産等にも投資することがあります。

- 各証券に関連する上場投資信託証券（ETF¹）や先物取引を通じての投資が中心となります。

(略)

資産配分の考え方



(略)

(3)【ファンドの仕組み】

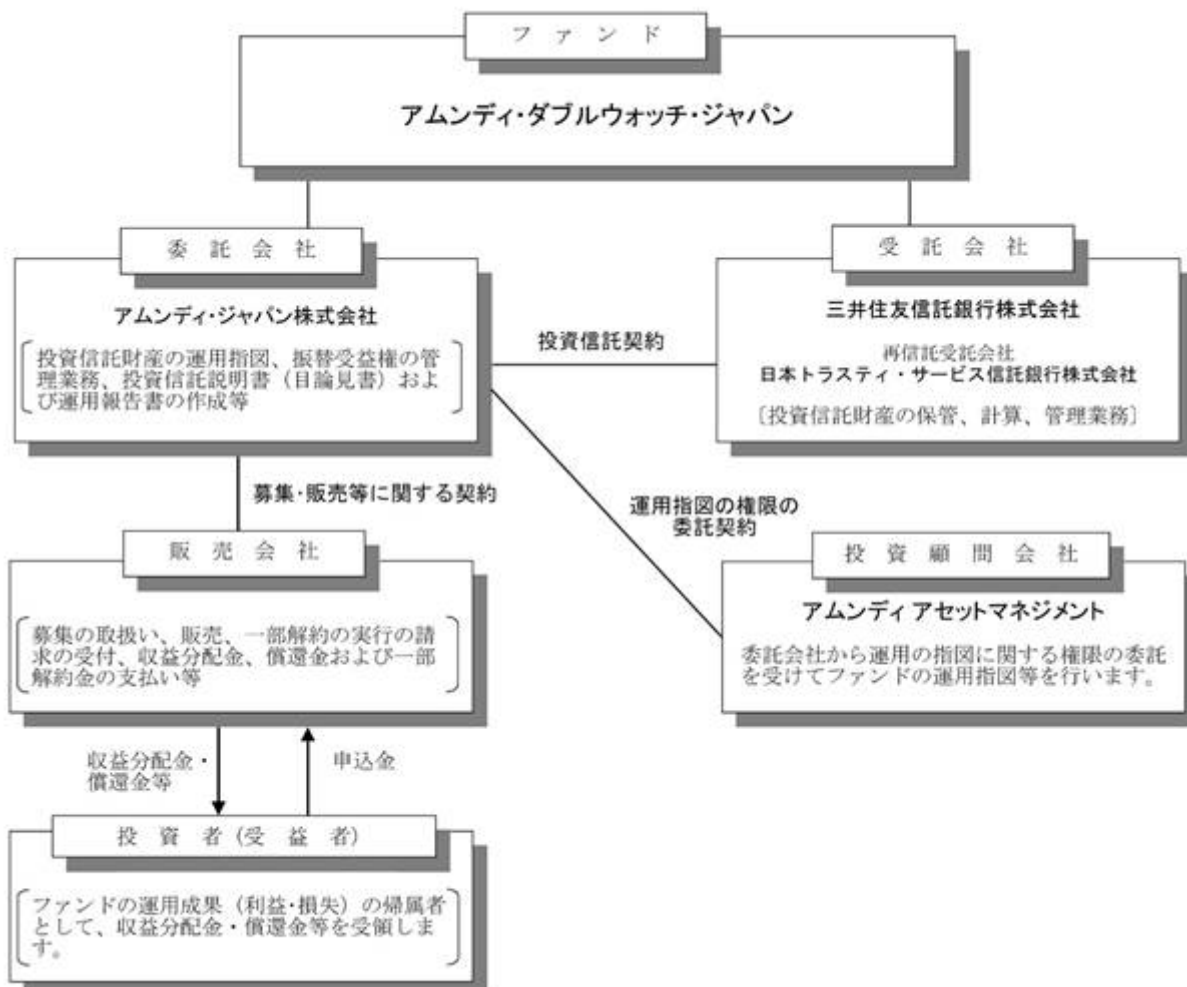
<訂正前>

<イメージ図>



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



(略)

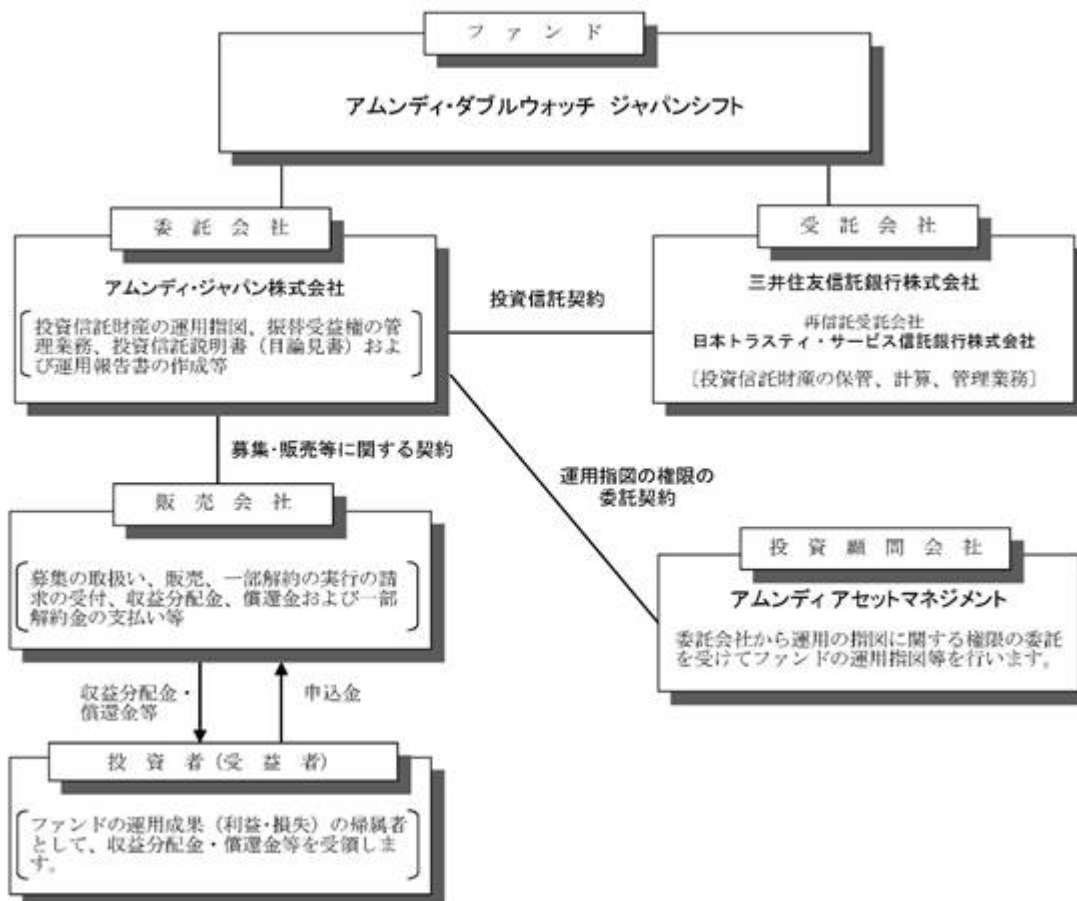
<訂正後>

<イメージ図>



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



(略)

2【投資方針】

(3)【運用体制】

投資戦略の決定および運用の実行

<訂正前>

アムンディ アセットマネジメントをファンドの投資顧問会社とし、委託会社は運用指図の権限を委託します。

<訂正後>

アムンディ アセットマネジメントをファンドの投資顧問会社とし、委託会社は運用指図の権限の一部を委託します。

資産配分および外国資産の運用の一部を委託します。

3【投資リスク】

<訂正前>

(1)基準価額の変動要因

ファンドは、主として日本の株式、債券、不動産投資信託証券（関連する証券（上場投資信託証券等）を含みます。）等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

（略）

(2)その他の留意点

一定水準（「フロア水準」）に関する留意点

設定日以降の基準価額の最高値の90%の水準とします。

（略）

- b. 基準価額がフロア水準に近づいた場合、短期金融資産等の割合を増やし、金融市場の下落の影響を緩和して損失の抑制を目指しますが、一方で市場の上昇の恩恵を享受できない場合があります。

（略）

<訂正後>

(1)基準価額の変動要因

ファンドは、主として株式、債券、不動産投資信託証券（関連する証券（上場投資信託証券等）を含みます。）等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

（略）

(2)その他の留意点

一定水準（「フロア水準」）に関する留意点

設定日以降の基準価額の最高値の90%の水準とします。

（略）

- b. 基準価額がフロア水準に近づいた場合、短期金融資産等の割合を増やし、金融市場の下落の影響を緩和して損失の抑制を目指しますが、一方で市場の上昇の恩恵を享受できない場合があります。

*「フロア水準」は、アムンディ・ジャパン株式会社の登録商標です。

（略）

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2) 販売会社

<訂正前>

名 称	資本金の額 (平成29年3月末日現在)	事 業 の 内 容
三井住友信託銀行 株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、 「金融機関の信託業務の兼営等に関する 法律」に基づき信託業務を営んでいま す。

<訂正後>

名 称	資本金の額 (平成29年3月末日現在)	事 業 の 内 容
三井住友信託銀行 株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、 「金融機関の信託業務の兼営等に関する 法律」に基づき信託業務を営んでいま す。
<u>静銀ティーエム証券</u> <u>株式会社</u>	<u>3,000百万円</u>	<u>金融商品取引法に定める第一種金融商品</u> <u>取引業を営んでいます。</u>

平成30年4月23日より取扱いを開始いたします。